

令和3年3月8日

仕様書

1. 委託件名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業の事務局支援業務

2. 事業概要及び目的

先端低炭素設備導入促進補償制度推進補助金（令和2年度第3次補正予算）は、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）が、先端設備等導入促進補償制度推進費補助金（平成25年度補正予算分）の交付を受けて造成した先端設備等導入促進補償制度推進基金に積み増しを行い、当該基金を活用してリース事業を営む事業者（以下「リース事業者」という。）に対し、当該リース事業者が二酸化炭素削減効果が大きい先端低炭素設備を事業者にリースし、リース期間満了時にリース対象物件を売却した際、見積残存価額（リース事業者がリース取引に係る契約締結時に設定した、リース期間満了時におけるリース対象物件の処分見込価額）を下回る金額で処分した場合に、その下回った金額の一部を補填する先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業を行うことにより、リース手法の活用を促し、事業者による先端低炭素設備への投資の活性化を図ることを目的とする。

3. 委託内容

当該事業の申請から採択に至るまでの下記業務を委託する。

（1）事業管理システム環境整備

リース事業者からの申請書類等のやり取りについて、申請書作成の効率化や申請内容の管理・データ活用及びGIOや第三者委員会への情報連携等を可能とする事業管理システムの環境設定を行い、必要に応じて権限設定やデータ編集等の管理を実施すること。

① システム仕様及びシステム要件書を作成し、GIOの承認を受け、事業執行が可能となるようにする。なお、システムは以下要件を前提としている。

- ・システムは、令和3年4月中に利用できるようにすること。
- ・システム上でリース事業者が申請に必要な情報を入力することにより、予め指定された様式にプリントアウトができるようにすること。
- ・システム開発・運用費が極力抑えられること。（クライアント数40程度の利用を想定）
- ・システム上でリース事業者からの問い合わせも受け付けられるようにすること。
- ・他のリース事業者の情報を閲覧できないようにする等の権限設定機能があること。

② リース事業者、GIO、第三者委員会が必要な情報を提出・確認できるように、アカ

ウント管理やデータの編集等を行うこと。

- ③ 安定稼働のため、定期的な管理および必要な処置を行うこと。

(2) 事務処理

- ① システムに関するリース事業者向け説明資料、申請マニュアルの作成
- ② 事務フロー及びQ&Aの作成支援
- ③ リース事業者からの各種問い合わせ対応支援
- ④ 申請書類審査及び不備解決にかかわる支援
- ⑤ システム活用方法に係るアドバイス等
- ⑥ 第三者委員会の審査資料作成支援
- ⑦ 第三者委員からの質問対応支援（第三者委員は、5名）
- ⑧ 第三者委員会の運営補佐（毎月1回開催するものとし、当初3回の開催については経験を活かし手厚い支援を行うこと）
- ⑨ システムを活用した案件管理方法の策定
- ⑩ システムより出力した案件管理データ加工及びマニュアル作成等

(3) 秘密保持契約について

申請書類関係資料は対外秘情報であるため、一般社団法人低炭素投資促進機構との委託契約において、当該委託契約の履行のために取得した一切の秘密情報を本目的以外の目的で利用してはならない旨の項目を盛り込むこととする。

4. 契約期間

令和3年3月22日から令和4年3月21日までとする。

5. 納入物

(1) 事業管理システム環境整備

- ① システム仕様及びシステム要件書
- ② システムに関するリース事業者向けマニュアル及び申請マニュアル

(2) 事務処理

- ① システムに関するリース事業者向け説明資料
- ② 案件管理マニュアル

6. 納入場所

一般社団法人低炭素投資促進機構

（東京都中央区日本橋本町 4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル 6階）

7. 再委託の禁止

本委託業務は、原則として再委託をしてはならない。ただし、事前に文書により GIO と協議し、承認を得た事項については、再委託を行うことができる。

8. 支払方法

受託者への支払は、支援契約終了後に作業日誌等の検査を行った後、委託料を一括で支払うものとする。

9. 留意事項

- (1) プロジェクトリーダーは、補助金等業務にかかわる第三者委員会の会議運営経験があること。
- (2) リース事業に関する十分な知識および関連する有識者とのネットワークを有すること。
- (3) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (4) 本件の成果物に対する著作権は、GIO に帰属する。
- (5) 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上利用すること。二次利用についても同様とする。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。
- (7) 見積りに一般管理費を計上する場合は 8% を上限とする。
- (8) 当該事業の適正な遂行のため、経済産業省による現地調査がある場合には GIO と連携して協力すること。

以上